

## 公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金交付要綱

	平成30年4月1日付29産労農森第1223号
改正	平成30年7月6日付30産労農森第402号
改正	令和元年6月10日付31産労農森第245号
改正	令和3年2月17日付2産労農森第1071号
改正	令和5年3月15日付4産労農森第1373号
改正	令和6年3月4日付5産労農森第1331号
改正	令和7年3月13日付6産労農森第1428号
改正	令和8年2月25日付7産労農森第1334号

### (通則)

第1 公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)及び東京都補助金交付規則の施行についての通達(昭和37年12月11日37財主調発第20号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2 この補助金は、公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業実施要綱(平成30年4月1日付29産労農森第1222号。以下「実施要綱」という。)に基づき、公共施設において、東京の木多摩産材(多摩産材認証協議会が認証した木材。以下「東京の木多摩産材」という。)を原材料とする木材の建材(以下「東京の木多摩産材由来の建材」という。)、東京の木多摩産材を原材料とする什器、加工品等(以下「東京の木多摩産材由来の製品等」という。)を積極的にPRするために行う施設の木造化や内装木質化、木製什器、木製外構施設等の整備に係る経費を補助することにより、利用者が日常的にふれあう場を創出し、東京の木多摩産材等の利用拡大を図ることを目的とする。

### (補助対象経費等)

第3 補助金の対象となる経費は別表1に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとおりとし、予算の範囲において、交付するものとする。補助金の額は、別表1のとおりとする。ただし、他の公的な補助金や助成金の対象経費とされたもの及び交付決定日以前に事業着工したもの(受託事業者との正式契約)を除く。

2 当該事業における補助金の上限額は、次のとおりとする。

実施要綱第5の3にある、都内の区市町村間において、支援の対象事業を共同して管理及び執行する事業については、「1区市町村当たり」を「1事業当たり」と読み替えて計算するものとする。

#### (1) 単年度事業

##### ア 木造化事業

(ア) 工事費については、1区市町村当たり単年度6,000万円

(イ) 設計費については、1区市町村当たり単年度3,000万円

##### イ 木造化以外の事業

- アを除き総額で、1区市町村当たり単年度3,000万円
- (2) 債務負担事業  
事業開始年度及び債務負担行為期間を通算した上限額を以下のとおりとする。
- ア 木造化事業  
(ア) 工事費については、1区市町村当たり6,000万円  
(イ) 設計費については、1区市町村当たり3,000万円
- イ 木造化以外の事業  
アを除き総額で、1区市町村当たり3,000万円

(補助対象期間)

第4 事業の実施に当たって債務負担行為を設定した事業(以下、「債務負担事業」という。)については、連続する3か年度を対象期間とする。

(補助金の交付申請)

- 第5 補助事業者は、補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添え、知事に提出しなければならない。
- 2 前項の補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業計画書(第2号様式)
  - (2) 収支予算書(第3号様式)
  - (3) 位置図(施設所在箇所、施設内の事業実施箇所)
  - (4) 設計図書(事業の詳細がわかる立体図、平面図、製品図、木材利用量一覧表(木拾い表)等)
  - (5) その他知事が必要と認める書類
- 3 債務負担事業については、事業開始年度に翌年度分の申請事項を含めた補助金交付申請書を提出するものとする。

(補助金の交付決定)

- 第6 知事は、第5の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い申請者に通知する(第4号様式)。
- 2 前項の場合において、知事は適正な交付を行うために必要があると認めるときは、申請事項につき修正を加え補助金の交付を決定することができる。

(申請の取下げ)

第7 交付決定の内容又は付された条件に異議があり、申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日までとする。

(交付決定内容の変更)

- 第8 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ変更承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
- (1) 補助事業の内容を著しく変更しようとするとき
  - (2) 事業費の30パーセントを超えて変更しようとするとき
  - (3) 補助事業の経費区分ごとの配分額の30パーセントを超えて変更しようとするとき

するとき

- 2 前項の申請に当たっては、知事は必要に応じて条件を付し、又はこれを変更することができる。
- 3 知事は、第1項による変更承認申請を審査し、相当と認めるときは、変更承認通知書（第6号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（事業の中止）

- 第9 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ、第7号様式による事業中止承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の申請書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、相当と認めるときは、事業の中止の承認を通知する。

（事故報告等）

- 第10 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を書面により、知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、必要に応じて補助事業者にその処理について指示をする。

（遂行状況報告）

- 第11 補助事業者は、知事の要求があったときには、事業の遂行状況について、知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、木造化に係る構造材の使用状況を事業中に確認したい場合は、補助金申請書等による躯体工事内容と、施工された躯体工事の整合性について、中間報告書の提出を求めることができる。
  - 3 補助事業者は、知事から中間報告書の提出を求められた場合には、構造材による躯体工事完了後1か月以内に、中間報告書を提出するものとする。  
なお、中間報告時においては、知事の求めに応じて現地調査等が可能な状態であることとする。
  - 4 知事は、前項の報告を受けたときは、必要に応じて現地調査等を行う。

（補助事業の遂行命令等）

- 第12 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って遂行すべき事を命ずる。
- 2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に補助事業の一時停止を命ずる。

（実績報告）

- 第13 補助事業者は、事業が完了したとき又は中止の承認を受けたときは、速やかに実績報告書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 債務負担事業については、事業終了年度に前年度の報告事項を含めた実績報告書を提出するものとする。

3 実績報告書の提出に当たり、東京の木多摩産材、国産材等の、木材の証明書の写し、木材利用量一覧表（木拾い表）を提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第14 知事は、第13の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知（第9号様式）するものとする。

（補助金の請求）

第15 補助事業者は、第14の通知を受けたときは、知事に補助金交付請求書（第10号様式）を提出するものとする。

（補助金の支払等）

第16 知事は、第15に規定する補助金交付請求書が提出された後、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に、事業の円滑な遂行のため知事が特に必要があると認める経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとする場合には、概算払請求書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。

3 第1項及び前項の規定により補助金の概算払を受けたものは、第14の規定による補助金の額の確定の通知を受領後、速やかに概算払精算書（第12号様式）を知事に提出し、精算手続きをしなければならない。

（J グランツによる申請等）

第17 次に掲げる手続き及び事務については、J グランツを使用する方法により行うことができる。

（1）補助事業者から知事への第5の規定による申請、第13の規定による実績報告及び第15の規定による請求

（2）知事から補助事業者への第6及び第14の規定による通知

（是正のための措置）

第18 知事は、第14による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置を命じることができる。

2 前項により、補助事業者が必要な措置をした場合には、第13の規定を準用する。

（交付決定の取消し）

第19 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）その他補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第14の規定により交付すべき補助金の額の確定をした後においても適用する。

(補助金の返還)

第20 知事は、第19の規定による取消しをした場合には、補助事業者に通知すると共に、補助事業の当該取消しにかかる部分に関してすでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 第14の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(違約加算金及び延滞金)

第21 補助事業者は、第20第1項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合に、これを納期日までに納付しないときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第22 第21第1項の規定による違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第23 第21第2項の規定による延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金の一時停止等)

第24 補助金の返還を命ぜられた補助事業者が、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合、知事は、その者に対して同種の事務又は事業について、交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(財産処分の制限)

第25 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、あらかじめ第

- 1 3号様式により知事の承認を受けなければならない。
- 2 知事は、補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全額又は一部を都に納付させることができる。

(帳簿の整理、管理等)

- 第26 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(他の規定との関係)

- 第27 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、知事が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

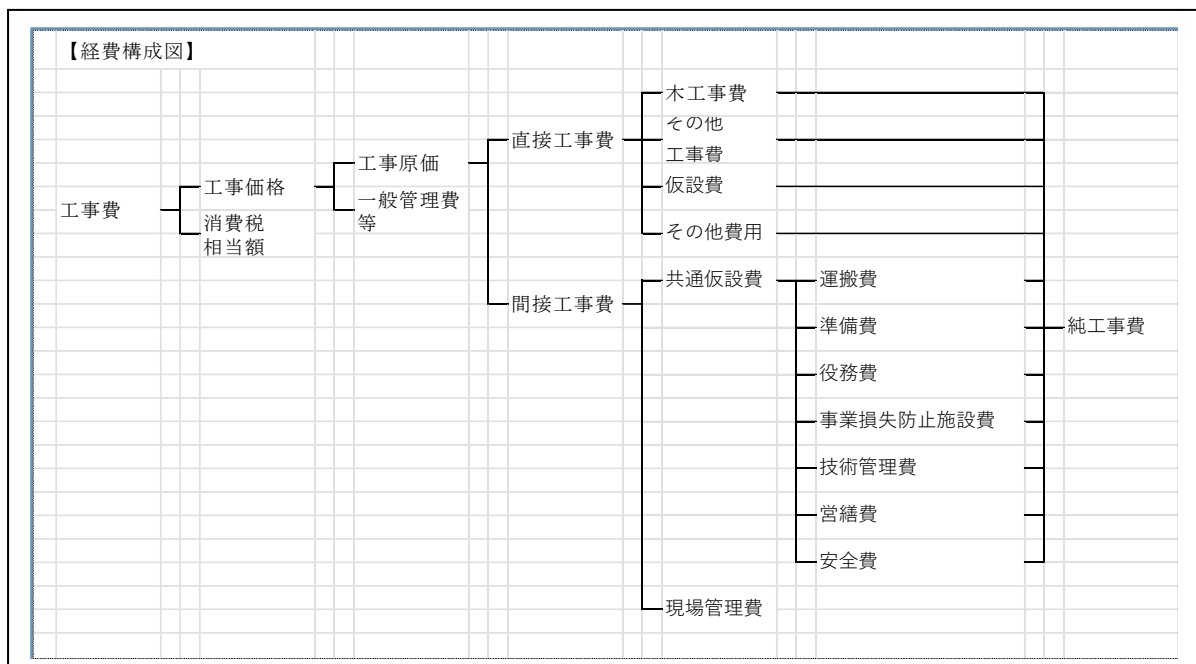
附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(※1) 工事費は、経費構成図のとおりとし、それぞれ以下に掲げる経費とする。



(※2) 安全対策費は、木製遊具利用者の転落事故等に備え、安全性を高めるため木製遊具と一体的に整備するための経費である。

【例】 遊具下のゴムチップ舗装（衝撃緩和対策）

別表1（第3関係）

区分	補助対象経費	補助金の額	
木造化（建築物の構造材として東京の木多摩産材を使用する木造化）に係る経費	天井、柱、梁（はり）等の木造工事のうち、東京の木多摩産材由来の建材を構造材として使用する部分の設計費、工事費（一部国産材を含む）（※1）	東京の木多摩産材由来の建材に係る工事費 本事業における木造化の工事の補助申請を前提とした、東京の木多摩産材由来の建材の工事の設計費（基本設計、詳細設計）	補助対象経費の1/2以内を補助
	※東京の木多摩産材由来の建材の使用割合が30%以上、または、東京の木多摩産材由来の建材の使用量が50m <sup>3</sup> 以上	国産材を原材料とする、木材の建材に係る工事費	左記の国産材の補助対象経費に係る工事費のうち、東京の木多摩産材の利用量に相当する工事費を上限として、1/3以内を補助
内装木質化（床、壁、建具等の仕上材として東京の木多摩産材を使用する内装木質化）に係る経費	床、壁等の内装工事及び木製建具工事のうち、東京の木多摩産材由来の建材を仕上げ材として使用する部分の工事費（一部国産材を含む）（※1）	東京の木多摩産材由来の建材に係る工事費	補助対象経費の1/2以内を補助
	※東京の木多摩産材由来の建材の使用使用量は、1m <sup>2</sup> 当たり0.01m <sup>3</sup> 以上、かつ、計画全体で、東京の木多摩産材由来の建材の使用割合が30%以上	国産材を原材料とする、木材の建材に係る工事費	左記の国産材の補助対象経費に係る工事費のうち、東京の木多摩産材の利用量に相当する工事費を上限として、1/3以内を補助

<p>木製遊具の整備 （東京の木多摩産材を使用した定置型遊具の整備）に係る経費</p>	<p>木製遊具の購入費・組立費・設置費・運搬費・工事費（※1）・安全対策費（※2） ※東京の木多摩産材の使用量は、製品個々に1㎡当たり0.08㎡以上</p>	<p>東京の木多摩産材由来の製品等による補助対象経費の1/2以内を補助</p>
<p>木製什器の整備 （東京の木多摩産材を使用した木製什器の整備）に係る経費</p>	<p>木製什器の購入費・組立費・設置費・運搬費 ※東京の木多摩産材の使用量は、製品個々に使用される木材の30%以上</p>	
<p>木製外構施設の整備（東京の木多摩産材をはじめとする国産木材を使用した外構施設の整備）に係る経費</p>	<p>木製外構施設の購入費・組立費・設置費・運搬費・工事費（※1） ※東京の木多摩産材をはじめとする国産木材の使用量は、1㎡当たり0.012㎡以上（うち東京の木多摩産材の利用割合30%以上）</p>	

- （注） 1 補助対象経費は、事業実施に必要な最小限の経費とする。  
2 解体・撤去費については補助対象経費に含まないものとする。